

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号 320

会 社 名	(電話: 有限会社)		本 店 の 所 在 地						
代表者 氏名			事 業 内 容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分		業種目 番 号			
課 税 時 期	06年 12月 31日			不動産業 0092 100.0 %					
直 前 期	自 05年 04月 01日 至 06年 03月 31日			不動産賃貸業 0094 100.0					
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑥の割合)を基として、区分します。					
判 定 要 素 → 課 税 時 期 現在の株式等の所有状況	氏名又は名称	統 柄	会社における役職名	④株式数 (株式の種類)	⑤議決権数	⑥議決権割合 (⑤ / ④)	判 定 区 分 基 準 割 合	筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合)	株主の区分
	D 納税義務者	元 取締役		44	44	24		50%超の場合 30%以上50%以下の場合 30%未満の場合	
	E 妻	取締役		44	44	24		50%超 30%以上 15%以上	同族株主等
	F 長男	取締役		2	2	1		50%未満 30%未満 15%未満	同族株主等以外の株主
	G 取締役			44	44		判 定 定 級	同族株主等 (原則的評価方式等)	同族株主等以外の株主 (配当還元方式)
	H 取締役			44	44			「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑥の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。	
	I 取締役			2	2			2. 少数株式所有者の評価方式の判定	
	自己株式								
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数			②	90	⑥ (②/④) 50		判 定		
筆頭株主グループの議決権の合計数			③	180	⑥ (③/④) 100			原則的評価方式等・配当還元方式	
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			①	180	④ 180	100			

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)
の計算明細書

会社名 有限会社

(令和六年一月一日以降用)

1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)			
資産の部		負債の部	
科目	相続税評価額	帳簿価額	備考
土地	千円 0	千円 0	
"	32,218	12,134	
"	8,551	9,501	
"	19,306	1,080	
			その他負債
			3,027
建物	0	0	
"	370	0	
"	703	1	
"	33,754	36,112	
その他流動資産	8,071	8,071	
その他固定資産等	5,583	5,583	
合計	① 108,556	② 72,482	
株式等の価額の合計額	④	⑤	
土地等の価額の合計額	⑥	60,075	
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑦	⑧	
合計	③ 27,621	④ 27,621	
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算	3. 1株当たりの純資産価額の計算		
相続税評価額による純資産価額(①-③)	⑤ 千円 80,935	課税時期現在の純資産価額(相続税評価額)(⑤-⑧)	⑨ 千円 67,588
帳簿価額による純資産価額((②)+(④)-⑥)、マイナスの場合は0)	⑥ 千円 44,861	課税時期現在の発行済株式数(第1表の1の①)-自己株式数	⑩ 株 180
評価差額に相当する金額(⑤-⑥)、マイナスの場合は0)	⑦ 千円 36,074	課税時期現在の1株当たりの純資産価額(相続税評価額)(⑨-⑩)	⑪ 円 375,488
評価差額に対する法人税額等相当額(⑦×37%)	⑧ 千円 13,347	同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤の割合)が50%以下の場合(⑪×80%)	⑫ 円 300,390



第8章 その他の財産

第1節 株式及び出資

(純資産価額)

185 179((取引相場のない株式の評価の原則))の「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」は、課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額（この場合、評価会社が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）並びに家屋及びその附属設備又は構築物（以下「家屋等」という。）の価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価するものとし、当該土地等又は当該家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、当該帳簿価額に相当する金額によって評価することができるものとする。以下同じ。）の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする。ただし、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式及び(3)の1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）については、株式の取得者とその同族関係者（188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族関係者をいう。）の有する議決権の合計数が評価会社の議決権総数の50%以下である場合においては、上記により計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）に100分の80を乗じて計算した金額とする。（昭47直資3-16・昭53直評5外・昭58直評5外・平2直評12外・平12課評2-4外・平15課評2-15外・平18課評2-27外改正）

(注)

- 1 1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）の計算を行う場合の「発行済株式数」は、直前期末ではなく、課税時期における発行済株式数であることに留意する。
- 2 上記の「議決権の合計数」及び「議決権総数」には、188-5（（種類株式がある場合の議決権総数等））の「株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数」を含めるものとする。

(純資産価額計算上の負債)

186 前項の課税時期における1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金、納稅引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものとし、次に掲げる金額は負債に含まれることに留意する（次項及び186-3«評価会社が有する株式等の純資産価額の計算»において同じ。）。（昭47直資3-16・昭58直評5外・平2直評12外・平11課評2-2外・平12課評2-4外・平18課評2-27外・令3課評2-43外改正）

- (1) 課税時期の属する事業年度に係る法人税額、消費税額、事業税額、道府県民税額及び市町村民税額のうち、その事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額（課税時期において未払いのものに限る。）
- (2) 課税時期以前に賦課期日のあった固定資産税の税額のうち、課税時期において未払いの金額

裁判の争点

裁判では、少数株主に該当するかどうかの判定を、株式の譲渡前の議決権割合で行うのか、譲渡後の議決権割合で行うのかが争われました。税務署および納税者の主張はそれぞれ以下のとおりでした。

- 納税者の主張 → 譲渡「後」の議決権割合で判定すべき
- 税務署の主張 → 譲渡「前」の議決権割合で判定すべき

裁判で両者の主張が争われた結果、最高裁判決では、国の主張が認められました。ただし、最高裁判決には裁判官の補足意見として「分かりやすさという観点から改善されることが望ましい」旨の意見が付され、これを受けて所得税基本通達59-6の改正が行われました。

所得税基本通達59-6

所得税基本通達59-6は以下のとおりです。

59-6 法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である場合の同項に規定する「その時における価額」は、23～35共-9に準じて算定した価額による。この場合、23～35共-9の(4)二に定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参考して通常取引されると認められる価額」については、原則として、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）の178から189-7まで((取引相場のない株式の評価))の例により算定した価額とする。

(1) 財産評価基本通達178、188、188-6、189-2、189-3及び189-4中「取得した株式」とあるのは「譲渡又は贈与した株式」と、同通達185、189-2、189-3及び189-4中「株式の取得者」とあるのは「株式を譲渡又は贈与した個人」と、同通達188中「株式取得後」とあるのは「株式の譲渡又は贈与直前」とそれぞれ読み替えるほか、読み替えた後の同通達185ただし書、189-2、189-3又は189-4において株式を譲渡又は贈与した個人とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価する会社の議決権総数の50%以下である場合に該当するかどうか及び読み替えた後の同通達188の(1)から(4)までに定める株式に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。

(2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、当該株式を譲渡又は贈与した個人が当該譲渡又は贈与直前に当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(3) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額によること。

(4) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

